# 機械設備改修工事特記仕様書

（平成22年版）　※平成22年5月1日以降適用

## Ⅰ　工事概要

1　工事名　温泉保養センター冷温水発生器等更新工事

2　工事場所　秋田県南秋田郡大潟村字北十丁目３

3　敷地面積

4　構造規模

| 棟名称 | | | |
|---|---|---|---|
| 構造 | | | |
| 階数 | | | |
| 建築面積 | | | |
| 延べ床面積 | | | |

垂直積雪量　　m　　風速　Vo＝　　m/s

地表面粗度区分

5　建物用途　建築基準法による用途　……

6　消防法施行令別表第１の区分　……　項－（　）

## Ⅱ　工事種目（○印の用）

| 空気調和・暖房・冷房設備 | 備考 | 給排水衛生設備 | 備考 | その他設備 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ○空気調和設備 | | ○機器設備 | | 昇降機設備 | |
| 暖房設備 | | 給水設備 | | 医療ガス設備 | |
| 冷房設備 | | 給湯設備 | | | |
| 換気設備 | | 消火設備 | | | |
| 排煙設備 | | 排水通気設備 | | | |
| 自動制御設備 | | ガス設備 | | | |
| | | 厨房機器設備 | | | |
| | | 浄化槽設備 | | | |

## Ⅲ　設備概要（建物ごとに下表の種目に区分する。○印の用）

| 方式 | 設備概要 |
|---|---|
| 空気調和方式等 | 方式：空気調和／○暖冷房／温水暖房／温風暖房<br>蒸気暖房／床暖房 |
| | 放熱器：空気調和機（○ＦＣＵ／パッケージＣＶ／ＦＣＶパネル） |
| | 熱源：ボイラー／○冷温水発生機／冷凍機／冷温水発生機／ＧＨＰ／ＫＨＰ／ＥＨＰ／ＦＦ式／水蓄熱 |
| | 主熱源：（　）ｋＷ×（　）台 |
| | 熱源燃料等：○灯油／Ａ重油（１号）／都市ガス（　） |
| | オイルタンク：○地下式／地上式／容量（　）ｍ３ |
| 給水方式 | 水道直結方式／高置タンク方式／圧力タンク方式<br>タンクレスブースター方式 |
| 汚水等処理方式 | 下水道／浄化槽（　）人槽（　） |
| 給湯方式 | 局所式／中央式 |
| 消火設備方式 | 屋内消火栓：１号／易操作１号／２号［　］／湿式／乾式］<br>スプリンクラー：湿式／乾式<br>特殊消火：不活性ガス消火／泡消火／粉末消火<br>その他（　） |
| | その他：連結送水管／屋外消火栓 |
| ガス設備方式 | 都市ガス／種別（　）／供給会社（　）<br>液化石油ガス |

## Ⅳ　機械設備工事仕様

1　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成１９年版（以下、改修標準仕様書という。）及び公共建築工事標準図（機械設備工事編）平成１９年版（以下標準図という。）による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成１９年版（以下、標準仕様書という。）による。

2　特記仕様書の適用等

（１）項目は、番号に○印のついたものを適用する。

（２）特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
　○印と　印が○印のついた場合は、共に適用する。

（３）特記事項に記載の（　）内表示番号は標準仕様書、＜　＞内表示番号は改修標準仕様書の当該項目、当該図面又は当該表示用。

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| ①一般共通事項 | 1　工事関係書類の提出 | ※ 秋田県機械設備工事監督実施要領（秋田県建設交通部監修）平成１６年版<br>※ 秋田県機械設備工事施工管理要領（秋田県建設交通部監修）平成１６年版<br>※ 工事写真の撮り方（改訂第２版）（建築設備編）（建設省大臣官房官庁営繕部監修）<br>※ 適用する　適用しない　(1-1.1.4) |
| | 2　工事実績情報の登録 | ※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成９年建設省告示第1536号）に基づき、指定された建設機械を使用する。　(1-1.3.9)<br>※「建設機械に関する技術指針（平成３年建設省通知第247号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。　(1-1.3.9)<br>関係機関との協議　(1-1.3.5)<br>必要（関係機関：　）　必要なし |
| | ③施工中の安全確保及び環境安全 | 交通誘導員<br>配置する（警備業法第１８条に規定する特定の種別の警備業務（　）　任意）<br>（　日×　人）<br>配置しない<br>特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）及び秋田県公安委員会告示第 144号（平成18年10月 6日）による。 |
| | ④発生材の処理等 | 特定建設資材廃棄物の発生材の処理　(1-1.3.9)<br>種類：再資源化等をする施設名・住所・搬出距離（km）<br>建設発生土：場外処分<br>コンクリート塊：適正処理<br>アスファルト塊：適正処理<br>建設発生木材：適正処理<br>特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理　(1-1.3.9)<br>種類：処分施設の名称・住所・搬出距離（km）<br>金属屑：適正処理<br>引き渡しを要するもの　―<br>現場再利用発生材<br>特別管理産業廃棄物　（有　無）<br>アスベスト　有　無<br>受入施設名【（財）秋田県総合公社　環境保全局　大仙市協和上淀川 】<br>飛散性アスベスト使用状況<br>室名　使用部位　詳細（厚さ等）　その他<br>非飛散性アスベスト成形板の使用状況<br>室名　使用部位　詳細（厚さ等）　その他<br>ＰＣＢ含有製品の処理<br>ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）含有機器　有　無<br>有の場合、電気用明器具等のＰＣＢを含有する機器は、当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に納め、所定の表示を行い、監督員の指示に基づき監督員に引き渡すこと。<br>対象となる石膏ボード製品　該当　非該当<br>次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。<br><対象となる石膏ボード製品><br>小名浜古野石膏裏帰いわき工場<br>昭和４８年～平成９年４月に製造されたもの<br>日東石膏ボード岡八戸工場<br>平成４年１０月～平成９年４月に製造されたもの<br>指定する処分場所<br>【（財）秋田県総合公社　環境保全局　所在地　大仙市協和上淀川 】<br>関連通知：平成９年７月１日第－５７６「廃石膏ボードの処理について（通知）」 |
| | ⑤建築物等の解体工事 | 本工事では、秋田県建設副産物対策に係る取扱要領に基づき、工事着手前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完成時に同計画書の実施書を監督員に提出するものとする。　(1-1.3.9)<br>本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。 |

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| ①一般共通事項 | ⑥ 電気保安技術者 | 温泉保養センター冷温水発生器等更新工事 |
| | ⑦機器の品質等 | 適用する（工事期日より　日前）　※ 適用しない　(1-1.2.1)<br>適用する　適用しない　(1-1.3.2)<br>本工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。　(1-1.4.2)<br>（１）JIS 及び JAS マーク等の認証機関のマーク表示のある機材<br>（２）エコマーク認定製品（（財）日本環境協会）<br>（３）秋田県認定リサイクル製品<br>（４）建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿（平成１６年版）（社）公共建築協会）（以下「評価名簿」という。）に記載製品<br>（５）上記以外のもので以下のアーエの事項を満たすもの。<br>ア　品質及び性能に関する試験データが整備されていること。<br>イ　法令等で定める許可、認可、認定又は検査を取得していること。<br>ウ　製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。<br>エ　販売、保守等の営業体制が整えられていること。<br>なお、(5)の材料を使用する場合はアーエの証明書となる資料を監督員に提出して承諾を受けるものとする。<br>また、構造標準に参考型書が記載された機材は、当該商品または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受けるものとする。<br>評価名簿にある評価書の写しを添付した納入仕様書を監督員に提出する。 |
| | ⑧機器及び材料の選定 | |
| | ⑨化学物質を放散する建築材料等 | 工事に使用する化学物質を放散する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（５）を満たすものとする。　(1-1.4.1)<br>（１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極の少ないもの。<br>（２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極の少ないもの。<br>（３）接着剤は、ブタル酸ジブチル及びジフタル酸ジエチルベンゼンを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極の少ないもの。<br>（４）塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極の少ないもの。<br>（５）（１）、（３）及び（４）の建築材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の設備品は、ホルムアルデヒドを放散しないか、拡散が極の少ないもの。<br>（６）アスベストを含有していないこと。<br>設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。<br>ホルムアルデヒドの放散量が規制対象外の場合、該当する建築材料<br>（１）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品<br>（２）建築基準法施行令第２０条の５第４項による国土交通大臣認定品<br>（３）下記表示のあるＪＡＳ規格品<br>ア　非ホルムアルデヒド系接着剤使用<br>イ　接着剤等不使用<br>ウ　非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用<br>エ　ホルムアルデヒドを使用しない塗料等使用<br>オ　非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用<br>カ　ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用<br>ホルムアルデヒドの放散量が第３種の場合、該当する建築材料<br>（１）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品<br>（２）建築基準法施行令第２０条の５第３項の規定による国土交通大臣認定品<br>（３）旧ＪＩＳ○Ｅ○規格品、旧ＪＡＳ○ＦＣＯ規格品 |
| | ⑩施工条件 | 図　示　工事補足説明事項<br>※ なし　あり<br>※ 改修標準仕様書による<br>施工計画調査　事前調査<br>（調査項目　図示　）（調査項目　図示　）<br>（調査範囲　図示　）（調査範囲　図示　）<br>（調査方法　図示　）（調査方法　図示　） |
| | ⑪施工調査 | |
| | ⑫はつり | 既存コンクリート床・壁の配管貫通部の穴閉は原則として打（ｱﾁﾋﾟｶｯﾄ）による。<br>×鉄棒金　※ 行わない　行う |
| | ⑬あと施工アンカー | １　あと施工アンカー　※ 接着系アンカー（接着剤は有機系とする）<br>※ 金属拡張系アンカー（※本体打込み式）<br>２　試験等　性能確認試験　※ 行わない　行う<br>施工確認　※ 行う　行わない<br>※ 使用しない　使用する |
| | ⑭既設インサート及びﾌｯｸﾎﾞﾙﾄ | |
| | 15 冷媒（ﾌﾛﾝ系）回収 | 冷媒の回収等の費用　本工事　別途<br>１　冷媒の回収に あたっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に従って行い、監督員に次の書類を提出する。<br>（１）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し<br>（２）フロン類回収証明書<br>２　ただし、家庭用のエアコン等で、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、同法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む。）を行い、監督員に次の書類を提出する。<br>（１）特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し |
| | ⑯工事用電力、水、その他 | 必要な工事用電力、水などの費用及び官公署等への諸手続きなどの費用は請負者の負担とする。また、既存施設の利用は下記とする。<br>１　工事用電力　○利用できる（※有償　○無償）　利用できない<br>２　工事用水　○利用できる（※有償　○無償）　利用できない<br>※　適用する　適用しない　(1-1.6.2) |
| | ⑰技能士 | |
| | その他 | |
| | 18 溶接工 | JIS Z 3801に基づく（社）日本溶接協会の常溶接の資格を有する者とする。<br>電子納品対象工事にあっては、この欄を適用せず「21 電子納品等」によること。<br>工事中、完成時ともカラー写真とする。 |
| | 19 工事写真 | 分類　規格　撮影箇所　提出部数<br>着工前　サービス区　工事写真の撮り方　建築設備編　部<br>工事中　サービス区　工事写真の撮り方　建築設備編　部<br>完成時　サービス区　工事写真の撮り方　建築設備編　部<br>キャビネ版　同　上　部<br>営繕年報用　キャビネ版　外部１枚、内部１枚　部<br>この表のほか監督員が必要と認め、指示した箇所及び部数。<br>また、上記の写真はデジタル写真とし、その仕様等は監督員の指示による。<br>電子納品対象工事にあっては、この欄を適用せず「21 電子納品等」によること。 |
| | 20 完成図書等 | ※ 完成検査後に次の完成図書（各１部）をすみやかに提出する。　(1-1.8.1)<br>（１）完成図書（Ａ４版、完成図書作成要領による）<br>（２）バッチャーカード（アイボリー）にマイクロフィルムを添付したもの<br>（３）マイクロ原之原図（Ａ３版）<br>（４）完成図及び施工図（原寸）二つ折りに製本したもの<br>（５）完成図及び施工図Ａ３版縮小図を二つ折りしたもの<br>（６）保全に関する資料<br>（７）その他監督員が指示したもの<br>※ 付属品、予備品、保守工具等は引継目録を添えて提出する。<br>※ カギ、弁等に取付ける表示札は樹脂製（市販品）とする。 |
| | 21 電子納品等 | ※ 電子納品対象工事　電子納品対象外工事<br>完成図書等電子データの提出方法<br>※ 秋田県公共事業共有統合データベースシステム（以下、システムという）への登録<br>・その他（　）<br>ＣＤ－Ｒには提出<br>※ 不要　必要（　部）<br>電子納品対象工事にあっては、請負者は、次により電子納品を行うものとする。ただし、監督職員の承諾があった場合には この限りでない。<br>（１）工事写真及び完成図書等の取扱は「営繕工事電子納品要領（案）【平成１４年１１月国土交通省大臣官房官庁営繕部】」（以下、「要領」という。）による。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。<br>（２）電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することを言う。<br>（３）電子データとは、「要領」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。<br>（４）工事写真は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準（案）」に基づくこと。<br>（５）回線等の都合により、電子成果品の全部または一部がシステムに登録できず、CD-Rにより納品された場合については、監督員等が納品物をシステムに登録するものとする。また、システムにすべて登録されたもののうち、会計実地検査において成果品の提出を求められることがある案件については、CD-Rでも提出要求に応じるものとする。それ以外の案件については、CD-Rでの提出は不要とする。<br>（６）電子納品の運用にあたっては、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）等の運用について（秋田県）」を参考にすること。<br>（７）設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事請元情報の提供に協力すること。 |
| | ㉒総合調整 | 各機器の個別運転調整後に下記の総合調整を行い、測定表を提出する　(2-1.3.2)<br>風量調整　水量調整　室内外空気の温度度の測定<br>室内気流及びじんあいの測定　騒音の測定<br>二次側電気配線絶縁抵抗の測定　接地抵抗の測定<br>飲用水の水質測定（水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号）第１０条による水質検査）<br>８　屋内（露出、隠蔽、開閉切り内）<br>２　屋外（屋外埋設、土間埋設）<br>９　屋外の保護管は曲がり部分も含む。<br>４　保護管内での銅管の接続はしない。<br>試験は配管途中もしくは、いんべい、埋戻前、または配管完了後の塗装または被覆加工前に行う。なお、完成時の系統全領域におけるお新任試験方法については、監督員との協議による。<br>１　凍結の恐れのある水配管<br>水圧試験を空気圧試験（最大常用圧力の１．５倍、または、最高圧力０．２ＭＰａ）にそえることが出来るが、完成時まで水圧試験を実施する。<br>２　油配管<br>空気圧試験の最小圧力は０．１ＭＰａとする。<br>３　排水管<br>満水試験　※ 通水試験　煙試験<br>４　ガス（液化石油ガス設備）配管<br>気密試験及び点火試験とする。<br>気密試験の圧力値は高圧側１．５６ＭＰａ以上、低圧側８．４ＫＰａ以上１０．０ＫＰａ以下とする。<br>保持時間は管内容積１０㍑以下は５分間以上、１０㍑を超え５０㍑以下は１０分間以上、５０㍑を超えるものは２４分間以上とする。 |
| | ⑲試験 | |
| | ㉓ 散水後の補修 | |
| | 24 既存施設等の復旧 | |
| | 25 かし点検 | |
| | 26 環境への配慮 | |
| | 27 石綿作業主任者 | ※　適用する　適用しない<br>特定石綿等（アスベスト）の存在が想定される建築物の改修にあっては労働安全衛生法、同施工令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業に対する石綿ばく露防止対策を実施し、健康障害の予防対策の一環の推進を図ること。 |
| ②配管工事 | 1 配管材料 | 管材は下表による。<br>注　１ＪＩＳは日本工業規格、ＪＷＷＡは日本水道協会規格、ＷＳＰは日本水道鋼管協会規格、及びＡＳは塩化ビニル管・継手協会規格を表す。<br>２ＰＰ継手は青銅製とする。<br>３　同一で管材の規格が異なる場合は図示による。<br>４　埋設とは土中、土間（ＦＬ－３００ｍｍまでは土間と同様とする）、コンクリート内、ＣＢ内を示す。屋内とは露出、隠蔽、ＰＳ、ピット内を示す。<br>空調、暖冷房設備工事<br>呼称／規格番号／管／種／用途：冷水管、冷却水管、蒸気管、給気管、還管、温水管、膨張管、屋外排出管、油管、燃料管、排水管、排水管（外部埋設管）<br>銅管　JIS G 3452　白　※　※　※　※　※　○　○<br>JIS G 3452　黒<br>塩ビライニング鋼管　JWWA K 116　SGP-VB<br>JWWA K 116　SGP-VD<br>WSP 011　SGP-FVB<br>耐熱性ライニング鋼管　JWWA K 140　SGP-HVA<br>WSP 054　SGP-HF-FVA<br>SGP-HF-FCA<br>ステンレス鋼管　JIS G 3448　一般用<br>熱供給鋼管　日管JIS H 3300「配管用銅管」　※<br>ビニル管　JIS K 6741　VP一般用　※<br>AS－58　REP-VU<br>JIS K 9798　RE-VP<br>JIS K 6776　HT耐熱用　※<br>耐火二層管　JIS K 6741　VP 規格ﾗｲﾆﾝｸﾞ<br>JIS K 9798　RF-VP 規格ﾗｲﾆﾝｸﾞ<br>ポリエチレン被覆鋼管　JIS G 3469　PLP（参考）　※<br>排水一般管<br>ポリエチレン被覆鋼管　JIS G 3469　PLS（参考）　※　○<br>硬質塩化ビニル被覆鋼管　PLV.VI（参考）　※<br>ポリブデン管　JIS K 6792　水道用　※<br>JIS K 6778<br>その他特記事項<br>注　給水設備及び給湯設備に使用する機材は、厚生労働省令138号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成１４年１０月９日）に適合するものとする。<br>※　ベローズ形　スリーブ形　(2-2.2.6.1)<br>取付箇所は図示による。　(2-2.3.15)<br>※　アルミニウム合金製　樹脂製　ステンレス鋼製　(2-2.2.19)<br>入造石と岩出し製<br>水密を要する梁、床、壁のスリーブ　(2-2.2.23)<br>※　つばけき鋼管製　亜鉛鉄板製<br>取付箇所は図示による。　(2-2.2.10)(2-2.4.1)<br>ピット内の消火栓ホース、ナット、支持金具はステンレス製とする。<br>１　一般事項<br>地中埋設標の位置は図示による。　(2-2.5.1)<br>また、埋設表示用テープ（ビニル製）は折返し付きとする。<br>２　埋設治管<br>※　保護埋設　直埋設<br>保護の方法、範囲については図示による。<br>ＦＦ温風機等の油配管用途に銅管を使用するときの保護管（継手、曲り部分を除く）は一般ビニル管とし、下記による。<br>屋：内　屋：外<br>銅管外径　保護管径　保護管吊り間隔<br>8　15　1.0m　8　50<br>10　20　1.0m　10　50<br>注　１　屋内（露出、隠蔽、開閉切り内）<br>２　屋外（屋外埋設、土間埋設）<br>２　現場打ち桝の詳細は標準図による。<br>３　埋設深さは管底深さを表す。<br>４　防臭栓（公設桝を除く）は文字入り とする。 |
| | 2 鋼管用伸縮継手 | |
| | 3 耐火二層管伸縮継手 | |
| | 4 水栓柱 | |
| | 5 スリーブ | |
| | 6 絶縁フランジ | |
| | 7 吊りボルト及び支持金物 | |
| | 8 埋設配管 | |
| | 9 銅管の保護管及び吊り間隔 | |
| | 10 配管用炭素鋼鋼管 | 1　一般事項　ガス供給事業者の雑開定又は液化石油ガスに関する法律等により施工する。(5-1.1.1)<br>2　液化石油ガス　1　ガスボンベ　※ 借用　貸取り<br>（　10ｋｇ　20ｋｇ　50ｋｇ　本）<br>2　集合装置　標準図「施工７０」の下記仕様による。<br>（a）　（b）　※（c）(イ)　（c）(ロ)<br>3　転倒防止等　標準図「施工７１」の下記仕様による。<br>※（a）　（b）<br>液化石油ガスの貯蔵量が３００ｋｇ以上の場合<br>1　標識板（アルミまたはステンレス製）<br>※　本工事　別途<br>2　消火器（ＡＢＣ－１０型　１本　ステンレスボックス共）<br>※　本工事　別途 |
| | 11 配管及び支持金物 | |
| | 12 液面制御装置 | |
| | 13 給湯防止措置 | |
| | 14 フロートの表示 | |
| | 15 消毒剤 | |
| | 16 機械室設備工事 | 1　寸法　平面寸法（　）ｍｍ×（　）ｍｍ<br>梁下有効高さ（　）ｍｍ以上<br>2　構造　鉄筋コンクリート造　補強コンクリートブロック造<br>3　仕上げ（1）床　コンクリート打ち金ゴテ仕上　モルタル金ゴテ仕上<br>（2）天井　グラスウール２５ｔガラスクロス仕上<br>木毛セメント板　その他<br>（3）内装　グラスウール２５ｔガラスクロス仕上<br>コンクリート打放　その他<br>（4）外装　吹付タイル　アクリルリシン<br>その他<br>（5）屋根　シート防水<br>その他<br>（6）出入口　防音　普通<br>（7）窓　アルミサッシ（　）ｍｍＷ×（　）ｍｍＨ<br>無し<br>第３種換気方式（自動）で行う。<br>5　照明器具　防湿型蛍光灯（ガード付）（　Ｗ　灯）<br>その他（　） |
| | 17 土木工事及び仮設工事 | 1　基礎杭　要（　本工事　※ 別途）　不要<br>2　基礎コンクリート　要（※ 本工事　別途）　不要<br>3　掘削・埋戻し　※ 本工事　別途<br>4　山留工　要［　型　ｍ］　不要<br>5　水替工　要［　連続　作業時排水（　箇所）］　不要 |
| | 18 その他 | マンホールの蓋上げは３００ｍｍ以下とする。それを超える場合は、浄化槽周囲に鉄筋コンクリート製のピット（上部は縞鋼板の蓋付）を設ける。 |
| ③保温・塗装及び防錆工事 | 1 保温施工 | 施工は次の通りとするが、工法等の変更については監督員の承諾を受ける。<br>1　配管、機器<br>（１）消火配管は給水管の仕様による。<br>2　弁、緩手類<br>（１）標準仕様書 2-3.1.40表 2.3.2の注１２項（ハ）は保温する。<br>（２）保温材は接続する配管の仕様とする。<br>3　外装材は次による。<br>（１）機器、タンク、ヘッダー、ダクトはステンレス鋼板 0.3mm<br>（２）屋外露出（多湿箇所）の管、弁類はステンレス鋼板 0.2mm<br>（３）煙道はカラー亜鉛鉄板 0.35mmとする。 |
| | 2 空気調和設備工事の保温 | ロックウール　グラスウール<br>冷温水管　※<br>蒸気管　※<br>タンク　※<br>ヘッダー　※<br>煙道　※<br>ダクト　※ |
| | 3 給排水衛生設備工事の保温 | ロックウール　グラスウール　ポリスチレンフォーム<br>給水管　※<br>消火管　※<br>給湯管　※　※<br>排水管・雨水管　※<br>貯湯タンク　※<br>注（１）屋内、屋外に露出する消火管、排水管、雨水管は、ポリスチレンフォームとする。<br>（２）電熱保温等巻きけ箇所はロックウールとする。<br>（３）非水管は冷水管の仕様で保温する。<br>ＦＦ式機器の給排気筒の保温はロックウール（厚さ２５ｍｍ）とする。<br>※　保温化粧ケース（樹脂製）　その他（　）　(2-3.1.4)<br>ダクト（排気フード を含む）で見え掛り範囲は調合ペイント（つや消し）を２回塗り する。ペイント色は監督員の指示による。 |
| | 4 FF式給排気筒の保温 | |
| | 5 冷媒管の外装 | |
| | 6 ダクトの塗装 | |
| ④間仕切工事 | 1 仮設工事 | 1　仮設現場事務所　(1-2.3.1)<br>監督員事務所　設付く（　㎡程度）　※ 設けない<br>○請負人事務所　設付く（○任意　㎡程度）　設けない<br>作業下小屋　設付く（○任意　㎡程度）　※ 設けない<br>2　建築工事の表示　(1-2.3.2)<br>建築工事の表示<br>工事名<br>構造・規模<br>工事期間　平成　年　月　日～平成　年　月　日<br>建築主<br>設計者<br>工事監督者<br>工事施工者<br>注（１）表示板は風圧に耐えるように配慮すること。<br>（２）地色はマンセル記号１０Ｙ７．５/８とし、黒文字（角ゴシック）で表現する。<br>（３）建築主は関係担当者とする。<br>（４）表示板の大きさ<br>※　１号　（横　１８０ｃｍ　×　縦　９０ｃｍ）<br>２号　（横　２４０ｃｍ　×　縦　１２０ｃｍ）<br>３号　（横　３６０ｃｍ　×　縦　１８０ｃｍ）<br>その他（横　ｃｍ　×　縦　ｃｍ） |
| | 2 建設発生土の処理 | 構外指示の場所へ搬出　(搬出先は特記１章４項による)　(2-5.1.1)<br>※　構内指定張所へ敷きならす　指定箇所（　）<br>構内指定箇所へ運ばんで積む　指定箇所（　） |
| | ③屋外機器類のｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ等 | 屋外に設ける機器類（外壁に取り付ける機器類含む）のアンカーボルト、ナット、架台、支持金具等はステンレス（SUS304）製とする。　(2-7.5.2)<br>特記なき場合は下記による。（●印適用）<br>種別　区分　電気　機械　建築<br>梁、床、壁貫通部　補強　●<br>スリーブ　●<br>壁埋込型器具類　補強<br>仮枠<br>天井埋込型器具類下地　切込み<br>補強<br>墨出し<br>別途機器への接続<br>防火戸閉鎖装置<br>電動シャッター<br>自動扉　閉鎖装置<br>二次配線・操作スイッチ<br>二次側配管<br>軽量鉄骨壁の機器取り付け用の補強<br>吊りボルト用インサート　●<br>機械室、電気室の設備機器の基礎　●<br>機械室、電気室の設備ピット（蓋を含む）<br>自立制御盤の基礎　●<br>自立型アンテナの基礎<br>床点検口、天井点検口<br>消火水槽用マンホール<br>注）複数箇所に ● 印のあるものは各工事に適用する。 |
| | ④他工事との調整 | |
| ⑤空気調和・暖房・冷房設備 | 1 設計温度度 | 外気条件　室内（調整目標値）<br>一般系統　特殊系統　一般系統　特殊系統<br>温度(DB)　湿度(RH)　温度(DB)　湿度(RH)　温度(DB)　湿度(RH)　温度(DB)　湿度(RH)<br>夏期　33.0℃　58.8％　℃　％　26.0℃　50.0％　℃　％<br>冬期　-3.7℃　64.9％　℃　％　22.0℃　40.0％　℃　％<br>ただし、温度制御を行わない方式による温度はなりゆきとする。<br>直径３００ｍｍ（２７０Ｄ）以下は鋼板厚 3.2mm、<br>直径３００ｍｍを超えるものは鋼板厚 4.5mm以上とする。　(3-1.1.9)<br>取付箇所は図示による。　(3-1.1.10)<br>オゾン層を破壊する物質が使用されていないものとし、種類は別添機器表による。<br>以下に該当する機器の成績係数は機器表による。なお、機器表に表記が無い場合は標準仕様書及び「グリーン購入法」で定めるところによる。<br>対象機種：遠心冷凍機、スクリュー冷凍機、吸収冷凍機、ＥＨＰ、ＫＨＰ、ＧＨＰ、蒸気吸収冷温水機、小型吸収冷温水機ユニット、外着熱ユニット<br>特記がなければ、機器とスパイラルダクトを接続する場合、アルミフレキシブルダクトを１ｍ以内で使用してよいが、有効面を損なわないように取り付ける。<br>また、ダクト用テープはアルミニウム箔を使用する。<br>1　天井しんべい機器の吊り下げ金物は構造体へ直接取り付ける。<br>2　コンクリート外壁に取り付ける換気扇用木枠には防腐剤処理を施す。 |
| | 2 煙道 | |
| | 3 煙煙道設計 | |
| | 4 冷媒 | |
| | 5 成績係数 | |
| | 6 機器の接続 | |
| | 7 機器の据付 | |
| ⑥換気設備 | 1 準拠事項 | 前章（空気調和・暖房・冷房設備）の16、17に準ずる。<br>1　ステンレス製ヒ型とし、本体及びフード囲いは、ステンレス製（厚さ 1.0mm）とする。<br>2　吊りボルトは亜鉛メッキ製とし、露出部のボルトの端部にはステンレス製の袋ナットを取り付ける。<br>3　排気用排気ダクト　1　※ 亜鉛鉄板　ステンレス鋼板（ＳＵＳ３０４）<br>2　※ アングルフランジ工法　コーナーボルト工法<br>実験、試験用に共するダクト・ダンパーの材質は新薬品性とし、範囲、仕様は図示による。 |
| | 2 厨房用排気フード | |
| | 3 厨房用排気ダクト | |
| | 4 耐薬品ダクト、ダンパー | |
| ⑦排煙設備 | 1 排煙口の形式 | 可動羽根（スリット共）　可動ベネル<br>ワイヤー式　電気式<br>板厚は高圧ダクトによる。 |
| | 2 排煙口の開放装置 | |
| | 3 排煙ダクト | |
| ⑧自動制御設備 | 1 システム構成 | 別紙仕様による。　(4-1.1.1)<br>室内設置のサーモスタット、ヒューミディスタットはケース付とし、標準取付高さは原則として床上 1,300mm（中心）とする。<br>別紙仕様による。 |
| | 2 機器類の取付 | |
| | 3 凍結防止対策 | |
| ⑨衛生器具設備 | 1 一般事項 | 陶器及び付属品の仕様は器具表による。また、衛生陶器色は監督員の指示による。<br>1　洗浄弁不凍結形節水弁（バキュームブレーカー付）とする。　(5-1.1.2)<br>2　ロータンクは設置式とする。<br>3　便座　洋風便器は擬便座とする。その他、付属機能は次とする。　(5-1.1.2)<br>温水洗浄便座（　貯湯式　瞬間式　）<br>温風乾燥機能　脱臭機能<br>※ 埋込　露出　(5-1.1.11)<br>※（ビット内を除く）　不要<br>大きさは器具表による。　(5-1.1.12)<br>電源供給方式：　※ ＡＣ１００Ｖ　電池式<br>温沐室、台所、厨房内は洗浄水栓とする。 |
| | 2 洗浄弁及びロータンク | |
| | 3 便座 | |
| | 4 小便器洗浄管 | |
| | 5 和風便器封火ﾊﾞｰ | |
| | 6 鏡 | |
| | 7 自動水栓 | |
| | 8 給水栓 | |
| ⑩給水設備 | 1 給水源 | 上水道　井水　その他（　）<br>本工事　※ 別途 |
| | 2 水道加入金 | |
| | 3 受水槽、高置水槽 | 1　緊急用水栓　※ 要　不要<br>2　緊急遮断弁　※ 要　不要<br>3　水槽廻りのフランジ用ボルト、ナットは全てステンレス製とする。 |
| | 4 その他 | 上水道直結部分の施工は水道事業者の給水規定による。 |
| ⑪給湯設備 | 1 ガス給湯器等 | ガス供給者の承認する製品とし、液化石油ガス器具に該当するものは法令等に基づく技術上の基準によるものとする。 |
| | 2 湯沸器の排気筒 | ステンレス鋼板製とし、いんべい部は断熱材（ロックウール５０ｍｍ＋きっ甲金網）で、露出部は（ロックウール５０ｍｍ＋着色アルミガラスクロス）で覆い、直接屋外へ排気する。 |
| ⑫消火設備 | 1 消火ポンプ用制御盤 | 消火ポンプ用制御盤は製造者標準仕様とするが、盤内には起動リレー取付スペースを設ける。<br>本工事　※ 別途 |
| | 2 消火器 | |
| ⑬排水設備 | 1 ポンプ | 1　ポンプ据りのフランジ用ボルト、ナットはステンレス製とする。<br>2　水中ポンプ着脱装置<br>汚水ポンプ　※ 着脱装置付　固定式<br>湧水ポンプ　※ 着脱装置付　固定式<br>その他（　）　※ 着脱装置付　固定式<br>3　水中ポンプの鉄板はポンプ本体のほか、最寄りの壁に設ける。<br>ＰＰ桝、小口径桝を使用する場合はＶＰソケットを使用する。　(5-1.8.1～1.8.8)<br>汚水桝、雑排水桝の規格は下表による。<br>記号　内法寸法（mm）　埋設深さ（mm）　防臭蓋<br>ＳＣ－１　Ａ（市販品）　Ｂ（現場打）　３６０×３６０　４５０ 以下　ＭＨＡ３５０　ＭＨＢ３５０<br>ＳＣ－２　Ａ（市販品）　Ｂ（現場打）　４５０×４５０　６００ 以下　ＭＨＡ４５０　ＭＨＢ４５０<br>ＳＣ－３　Ａ（市販品）　Ｂ（現場打）　６００×６００　１,２００ 以下　ＭＨＡ６００　ＭＨＢ６００<br>ＳＣ－４　ＲＣ－４（Ａ（公設桝）　１,２０１ 以上　φ９００　ＭＨＡ６００　ＭＨＢ６００　ＭＨＤ６００（公設蓋）<br>ＰＰ－１　φ３００　４００ 以下　レジコン鋳鉄<br>ＰＰ－２　φ４００　７００ 以下　鋳鉄<br>ＰＰ－３　φ４５０　７０１ 以上　レジコン鋳鉄<br>ＰＶＣ－１５０　φ１５０　塩ビ<br>ＰＶＣ－２００　φ２００　塩ビ<br>注　１ＳＣは汚水桝、ＲＣは雑排水桝を、ＰＰはポリプロピレン製桝を、ＰＶＣは塩化ビニル製桝を表す。 |
| | 4 桝類 | |
| | 5 ますの蓋 | |
| | 6 桝の規格 | |
| ⑭ガス設備 | 1 一般事項 | ガス供給事業者の雑開定又は液化石油ガスに関する法律等により施工する。(5-1.1.1)<br>1　ガスボンベ　※ 借用　貸取り<br>（　10ｋｇ　20ｋｇ　50ｋｇ　本）<br>2　集合装置　標準図「施工７０」の下記仕様による。<br>（a）　（b）　※（c）(イ)　（c）(ロ)<br>3　転倒防止等　標準図「施工７１」の下記仕様による。<br>※（a）　（b）<br>液化石油ガスの貯蔵量が３００ｋｇ以上の場合<br>1　標識板（アルミまたはステンレス製）<br>※　本工事　別途<br>2　消火器（ＡＢＣ－１０型　１本　ステンレスボックス共）<br>※　本工事　別途 |
| | 2 液化石油ガス | |
| | 3 標識板及び消火器 | |
| ⑮厨房機器類・洗濯機・殺菌器 | 1 厨房機器類 | 1　図示による（材質等は標準仕様書による）。　(5-1.6.1～1.6.17)